

素材の日本農林規格

全部改正 平成19年8月21日農林水産省告示第1052号
確 認 平成24年3月28日農林水産省告示第1037号
確 認 平成28年8月30日農林水産省告示第1641号
最終改正 令和4年4月15日農林水産省告示第776号

1 適用範囲

この規格は、**a)**から **c)**までに掲げるものを除き、建築その他一般の用に供される素材及び電柱の用に供される丸太に適用する。

- a)** 銘木類
- b)** 形状が不定な素材で利用価値が極めて低いもの
- c)** 腐れその他の欠点により利用できない部分がその材積の50%以上を占めるもの

2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

素材

丸太及びそま角。

3.2

丸太

伐倒した樹木から枝を取り払い、所定の長さに切断したもの。

3.3

そま角

製材機以外の斧、手斧等の道具を用いて丸太の材面を切削したもの。

3.4

銘木類

次に該当する素材。

- a)** 材質又は形状が極めてまれであるもの
- b)** 材質が極めて優れているもの
- c)** 鑑賞価値が極めて優れているもの
- d)** **a)**、**b)**及び**c)**に掲げる部分を2以上含むもの

3.5

材面

丸太については縦線をもって4等分した縦面、そま角にあつては材の縦面。

3.6

針葉樹の素材

針葉樹から採材した素材。

3.7

小の素材

丸太の径又はそま角の幅が14 cm 未満の素材。

3.8

中の素材

丸太の径又はそま角の幅が14 cm 以上30 cm 未満の素材。

3.9

大の素材

丸太の径又はそま角の幅が30 cm 以上の素材。

3.10

広葉樹の素材

広葉樹から採材した素材。

3.11

電柱用

針葉樹の素材のうち、電柱の用に供される丸太。

4 品質

4.1 針葉樹の素材

4.1.1 材の品質（径が8 cm 未満の丸太及び幅が8 cm 未満のそま角を除く。）

材の品質の基準は、表1 による。

表1－針葉樹の素材の材の品質基準

等級	1 等	2 等	3 等	4 等
節	次のいずれかに該当すること。 a) 中の素材 1) 3以上の材面にないこと。 2) 隣接2材面に存し、長径が5 cm以下。 b) 大の素材 3以上の材面にないこと。	次のいずれかに該当すること。 a) 中の素材 1) 2材面に存すること。 2) 3以上の材面に存し、長径が10 cm以下。 b) 大の素材 隣接2材面（ひばにあつては、2材面）に存す	次のいずれかに該当すること。 a) 中の素材 2等の限度を超えて存すること。 b) 大の素材 1) 2材面又は3材面（ひばにあつては、3材面）に存すること。 2) 4材面に存し、	大の素材にあつては、3等の基準を超えて存すること。

		ること。	長径が15 cm (ひのきの中 の素材にあっ ては, 10 c m) 以下。 3) 4材面に存し, 2材面又は3材 面において長 径が10 cm (ひのきの中 の素材にあっ ては, 5 cm) 以下。	
曲がり	次のいずれかに該当 すること。 a) 小の素材 25 %以下。 b) 中の素材 数が1個であっ て, 10%以下。 c) 大の素材 数が1個であっ て, 5 % (ひの きの中の素材に あ っ て は , 10%) 以下。	次のいずれかに該当 すること。 a) 小の素材 1 等の基準を超 えて存するこ と。 b) 中の素材 30 %以下。 c) 大の素材 数が1個であっ て, 10 % (ひの きの中の素材に あ っ て は , 20 %) 以下。	次のいずれかに該当 すること。 a) 中の素材 2 等の基準を超 えて存するこ と。 b) 大の素材 20 % (ひのきの 中の素材にあっ ては, 30 %) 以 下。	大の素材にあっ ては, 3 等の基準を超 えて存すること。た だし, 電柱用にあっ ては, 小の素材, 中 の素材又は大の素材 にかかわらず末口断 面の中心と地際断面 の中心を結ぶ直線が 材の内部にあるこ と。
木口割れ又は引き抜 け	10 %以下。ただし, 木口割れは, その深 さがその存する木口 の径 (そま角にあっ ては, 厚さ) の1/3 以下。	次のいずれかに該当 すること。 a) 中の素材 30 %以下。 b) 大の素材 20 %以下。た だ し, 木口割れ は, その深さが その存する木口 の径 (そま角に あ っ て は , 厚 さ) の 1/3 以 下。	次のいずれかに該当 すること。 a) 中の素材 2 等の基準を超 えて存するこ と。 b) 大の素材 40 %以下。	大の素材にあっ ては, 3 等の基準を超 えて存すること。
目まわり	10 %以下。	次のいずれかに該当 すること。 a) 中の素材 30 %以下。 ただし, 目まわ りが重なって存 する場合にあっ ては, その重な	次のいずれかに該当 すること。 a) 中の素材 2 等の基準を超 えて存するこ と。 b) 大の素材 30 %以下。	大の素材にあっ ては, 3 等の基準を超 えて存すること。

			った部分とその 存する木口の中 心を通る直線をも って 2 等分した 1 面のみに存す ること。 b) 大の素材 20 %以下。	ただし、目まわ りが重なって存 する場合にあつ ては、その重な った部分とその 存する木口の中 心を通る直線をも って 2 等分した 1 面のみに存す ること。	
腐れ，虫食い又は空胴 ^{b)}	材面	ないこと。	次のいずれかに該当 すること。 a) 中の素材 2 以下の材面に 存し，軽微である こと。 b) 大の素材 1 材面に存し， 軽微であること。	次のいずれかに該当 すること。 a) 中の素材 2 等の基準を超 えて存すること。 b) 大の素材 軽微であること。	大の素材にあっては，3 等の基準を超えて存すること。
	木口	ないこと。	30 %以下。	次のいずれかに該当 すること。 a) 中の素材 2 等の基準を超 えて存すること。 b) 大の素材 50 %以下。	大の素材にあっては，3 等の基準を超えて存すること。
へび下り		節のない材面になく，他の材面において5 %以下。	節のない材面になく，他の材面において15%以下。	次のいずれかに該当 すること。 a) 中の素材 2 等の基準を超 えて存すること。 b) 大の素材 30 %以下。	大の素材にあっては，3 等の基準を超えて存すること。
その他の欠点		次のいずれかに該当 すること。 a) 小の素材 顕著でないこと。 b) 中の素材 軽微であること。 c) 大の素材 極めて軽微であること。	次のいずれかに該当 すること。 a) 小の素材 1 等の基準を超 えて存すること。 b) 中の素材 顕著でないこと。 c) 大の素材 軽微であること。	次のいずれかに該当 すること。 a) 中の素材 2 等の基準を超 えて存すること。 b) 大の素材 顕著でないこと。	大の素材にあっては，3 等の基準を超えて存すること。ただし，電柱用における入り皮にあっては，腐れを伴うもの及び軟化したものがないこと。

注記1 小の素材は、曲がり及びその他の欠点の1等又は2等に、中の素材はすべての**表1**に掲げる事項の1等、2等又は3等に適用する。ただし、樹齢が150年以上のひのきから採材した中の素材については、大の素材として扱う。

注記2 大の素材は、曲がり、腐れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の**表1**に掲げる事項が2種類以下であって、その事項の程度がいずれも最小限度に近いものは、1等に相当するものを除き、1等級上げる。

注記3 大の素材は、**表1**に掲げる事項が4種類以上あり、それらの事項のうち、その程度が最大限度に近いものが4種類以上あるものは、4等に相当するものを除き、1等級下げる。

注記4 電柱用における材の品質は、曲がり及びその他の欠点の入り皮の4等を適用し、その他の**表1**に掲げる事項については利用上支障のないこととする。

4.1.2 縦振動ヤング係数区分（区分を表示しようとするものに限る。）

B.1（縦振動ヤング係数試験）により各本について縦振動ヤング係数を測定し、その数値が**表2**に掲げる区分に応じた数値を満たすこと。

表2ー針葉樹の縦振動ヤング係数の基準
単位 GPa 又は10³N／mm²

区分	縦振動ヤング係数
Ef 50	3.9 以上 5.9 未満
Ef 70	5.9 以上 7.8 未満
Ef 90	7.8 以上 9.8 未満
Ef 110	9.8 以上11.8 未満
Ef 130	11.8 以上13.7 未満
Ef 150	13.7 以上

4.2 広葉樹の素材

4.2.1 材の品質（径が24 cm 未満の丸太及び幅が24 cm 未満のそま角を除く。）

材の品質の基準は、**表3**による。

表3ー広葉樹の素材の材の品質基準

等級	1 等	2 等	3 等	4 等
節	次のいずれかに該当すること。 a) 4 材面にないこと。 b) 生き節のみが 1 材面に存し、その数が素材の長さ 2 m 又は 2 m 未満の端数につき 1 個以下。	次のいずれかに該当すること。 a) 1 材面に存すること。 b) 隣接 2 材面に存し、長径が 15 cm 以下。 c) 生き節のみが隣接 2 材面に存し、その数が素材の長さ 2 m 又は 2 m 未満の端数につき 2 個以下。	次のいずれかに該当すること。 a) 隣接 2 材面に存すること。 b) 2 材面に存し、長径が 15 cm 以下。 c) 3 材面に存し、長径が 10 cm 以下。	3 等の基準を超えて存すること。
曲がり	数が1 個であって、10 %以下。	20 %以下。	40 %以下。	3 等の基準を超えて存すること。